

食の安全・安心ミニ情報Q&A

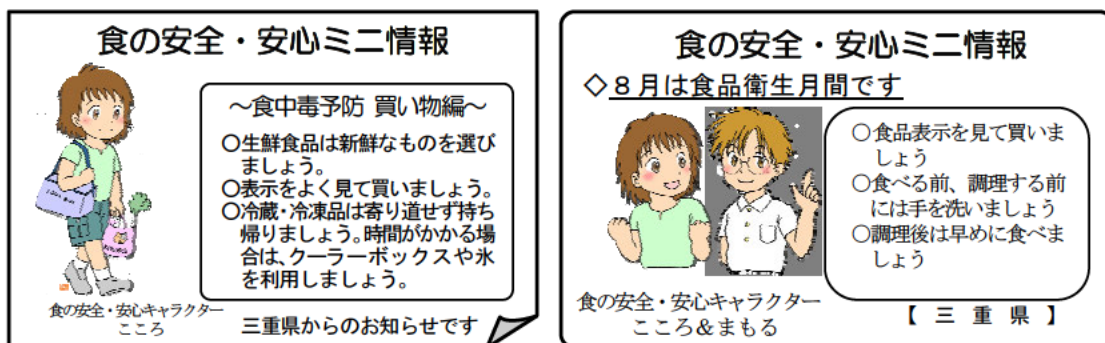
- Q1 広告の他どのようなものがありますか？
A2 特売チラシ、広報誌等紙媒体の他、ホームページやメールマガジン等の電子媒体等があります。

- Q2 ミニ情報はどのように掲載するのですか？

- A2 下記のイメージ図をご参照ください。
・「食の安全・安心ミニ情報」というタイトルを入れてください。
・「三重県からののお知らせです」「三重県」など、県が発信した情報であることが分かる文言を入れてください。
・県が提供する文章は、論旨を保持した状態であれば、協力店の判断で修正できます。
・食品表示の例については協力店様で作成願います。
・食品表示マークの画像が不鮮明な場合は、協力店様でデータをご用意いただきますようお願いいたします。

○掲載イメージ

- ・文字とイラストの組み合わせ



・文字情報のみ

※掲載用にタイトルを「農業とは」から「農業ってどんなもの？」に修正

“食の安全・安心ミニ情報”－農業ってどんなもの？－

農業は、「農業取締法」で定義されています。

農作物にとって有害な様々な生物の防除に用いられる薬剤や農作物の生理機能増進や抑制するために使われる薬剤を農業といいます。天敵も農業の一種です。(生物農業といいます。)

～三重県からののお知らせです～

- Q3 三重県食の安全・安心キャラクターところ&まもるのイラストを使用する際に気をつけることはありますか？

- A3 下記の注意点にご留意のうえ、ご使用ください。
・イラストはカラーと白黒をGIFファイルで配布します。掲載していただく広告等に応じてイラストを新たに作成することはできませんので、ご了承ください。
・広告等へのイラストの使用はミニ情報に係る部分のみとし、それ以外の部分への使用はできません。
・できる限り「食の安全・安心キャラクターところ&まもる」の名称と「ちか」のサインを入れていただきますようお願いいたします。
・特に色の限定はありませんが、顔色は元気なイメージを損なわないようご注意願います。



「ちか」のサイン

- Q4. ホームページ「食の安全・安心ひろば」の「食の安全・安心ミニ情報協力店」に掲載させている情報※を修正したいのですが、どうしたらいいですか？
※<http://www.pref.mie.lg.jp/SHOKUA/HP/housin-4/mini/list.htm>
- A4. 掲載内容に変更があった場合は、修正いたしますので農林水産部農産物安全課食の安全・安心班までご連絡ください。
電話：059-224-3154、FAX：059-223-1120、
e-mail：shokua@pref.mie.jp